

令和3年度 第3回 宮崎地方最低賃金審議会 議事録（公開）

1 日 時

令和3年8月10日（火）午後4時30分～5時20分

2 場 所

宮崎合同庁舎 2階大会議室

3 出席者

公益代表委員	四方、橋口、松岡、丸山、三島
労働者代表委員	今村、鎌田、中川、西、野口
使用者代表委員	奥野、甲斐、河野、野口、松尾
事務局	田中労働局長、松野労働基準部長、森賃金室長、吉田補佐

4 議事内容

【補佐】

ただ今から、第3回宮崎地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、15名全員の委員が出席されていますので、最低賃金審議会令第5条の規定に基づき定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

これからの議事進行については、松岡会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

【松岡会長】

皆さん、こんにちは。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議題に入りたいと思います。

さきほど開催されました宮崎県最低賃金専門部会におきまして、専門部会報告が採択されましたので、審議経過などにつきまして、橋口部会長から報告をお願いします。

【橋口部会長】

部会長の橋口でございます。

それでは、専門部会の審議概要を報告します。

令和3年7月2日に、宮崎労働局長から宮崎県最低賃金の改正についての諮問を受け、7月27日に第1回専門部会を開催いたしました。ここでは、労使から基本的見解の表明が行われたほか、宮崎県最低賃金と生活保護水準との比較結果が事務局から報告され、令和元年度の宮崎県最低賃金が生活保護水準を下回っていないことが確認されました。

8月3日に第2回専門部会を開催し、労使各側から最低賃金の引上げ額の金額提示がなされ、これを踏まえて審議が行われました。

そして、6日に第3回、本日午後3時から第4回専門部会を開催し、協議を重ねてまいりましたが、残念ながら合意には至らず、公益見解を示して採決することを了承いただきました。

採決の結果、公益見解を踏まえ、宮崎県最低賃金を時間額821円、引上げ額28円、引上げ率3.54%に改正すること、また、発効日は法定どおりとすること、という結論に達しましたので、報告いたします。

なお、専門部会で提示しました公益見解について、その概略を説明いたします。

公益委員の見解としましては、令和3年度宮崎県最低賃金の改定審議に当たり、第1回地賃専門部会におきまして労使それぞれから基本的見解が理由とともに示され、専門部会を4回開催し、本日まで審議を行ってきたところです。労側委員、使側委員からの議論については割愛をさせていただきますが、公益委員としては、中央最低賃金審議会の目安答申における公益委員見解の中で、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配慮した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行い、目安額が28円とされたものであること。

目安に関する公益委員見解からまで等を総合的に勘案し、検討を行ったところです。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参酌することを強く期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

等が示されたものです。これらの点を踏まえつつ、当県の状況を考えているわけですが、ちょっと先ほど割愛したのですが、審議会の場ですので、ちょっと戻りまして、労側委員、使側委員の基本的な見解のところは付け加えて報告させていただきます。

労側委員からの基本的見解では、

- ・県最賃793円で法定労働時間の上限で就労しても年収155万円程度であり、文化的で安定した生活を営むには極めて低い水準である。

- ・新型コロナウイルス感染症による影響は予断の許さない状況であるが、ワクチン接種が進み、経済の回復など環境変化を見極めた上で、議論を尽くす必要がある。

- ・コロナ禍で懸命に働き続けている労働者の努力に報いるためにも、最賃上げを行うべきであるとともに、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクや手指消毒液などの恒常的な支出増が、最低賃金近傍で働く者の家計に大きな影響を与えていることも考慮すべきである。

- ・地域間格差は都市部への労働力流出の一因ともなっている。地域間格差の配慮の観点から「額差」を縮小させていく必要がある。

- ・人口減少社会に対応するため、魅力ある雇用環境を整え、人材を確保していくためにも最低賃金の上げは不可欠である。

との意見がでました。

金額提示に当たっては、

- ・宮崎県高卒初任給155,200円の時給950円に5年間で追いつきたい。

- ・新型コロナウイルス感染症による影響が厳しいことは認識しているが、ワクチン接種が進み、有効求人倍率等の指標は高く、昨年度とは状況は異なっている。

- ・オール宮崎で雇用を創出することが重要である。800円、900円は通過点であり、最終的には1,000円を目標にしたい。

等の意見が示されましたが、目安額及び全国の結審状況等を踏まえて、総合的に判断をされ、31円引き上げの824円としたいとの意見が出されました。

また、使側委員からの基本的見解では、

- ・新型コロナウイルスによる影響の長期化は中小企業の経営に極めて深刻な影響を与えている。

・ワクチン接種が進むものの、コロナ禍で影響が深刻な業種が、以前の業績水準に回復するのが全く見通しが立たない現状である。

・最低賃金は賃金の低廉な労働者に対する「セーフティーネット」であることから、賃金引上げや消費拡大の政策を目的としたものではない。

・「賃金改定状況調査第4表」を重視した審議を基本とすべきであり、今年度は雇用維持が最大の課題という緊急事態であり、「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議すべきであること

・強制力のある最賃引上げは慎重に判断されるべきであること

・事業の継続と雇用の維持を最優先とする考えのもと、新型コロナウイルス感染症が中小企業・小規模事業者の経営に及ぼしている影響等を踏まえて審議すべきであること

との意見でした。

金額提示に当たっては、

・今は、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先すべきである。

・目安の一律28円の根拠が不明で公益見解の根拠を示していただきたい。

・賃上げの政府支援は今後経済的に持たないのではないか。このままでは制度の先行きが不安である。

等の意見が示されましたが、総合的に判断をされ、現状維持引上げ額0円との意見が出されました。

このように、労使各側から金額提示がなされ、真摯にご議論いただきましたが、提示金額の相違について、合意が得られなかったことから公益見解に基づき、判断をするということでそれぞれご了承いただきました。

その公益見解ですが、具体的なところでは、これらの点を踏まえつつ、当県の実情をみると、

当県の有効求人倍率(季節調整値)は、1.33と前月より0.01ポイント低下しているものの、72ヶ月連続で1倍台を維持、全国平均の1.13倍より高いレベルにあること。

九州8県のなかでは熊本に次いで2番目に高いこと。

そうした状況からハローワークにおける職業別求人募集賃金は、全職業下限平均では906円となっているほか、現行最賃額793円は「建設躯体工事の職業」の1職業のみとなっていること。

目安額の最賃額821円以下は「生産設備制御・監視の職業(金属材料製造等を除く)」800円、「生産設備制御・監視の職業(機械組立)」819円、「製品検査の職業(金属材料製造等を除く)」805円の3職業であること。

さらに、全国の本日までの審議状況を見ると、当県が属するDランクでは、6日までに目安額プラスで結審された県が秋田、山形、島根の3県。

九州では本県と同じ793円の長崎、熊本、鹿児島が目安どおり28円引き上げで結審されていることから、近隣地域との均衡を保つ観点、働き手流出の一因でもある地域間格差への配慮の観点があること。

等から総合的に判断した結果、大変難しい選択ではありますが、令和3年度宮崎県最低賃金を現行の793円から28円引上げて、821円とすることとして公益見解をまとめたところであります。

以上、報告いたします。

【松岡会長】

それでは、今の内容で専門部会報告いたしますので、事務局は、専門部会報告の写しを配付してください。

(事務局より専門部会報告文配付)

【松岡会長】

報告文が配付されましたので、事務局は専門部会報告文の朗読をお願いします。

(事務局が報告文を朗読)

【松岡会長】

ただ今の専門部会報告について、何かご意見はありますか。

(質問、意見無し)

【松岡会長】

特にないようですので、この専門部会報告を元に、当審議会としての答申案を作成することとし、その答申案について多数決による採決を図りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【松岡会長】

それでは答申案の取りまとめを行いますので、その間、休憩といたします。

(休憩後、事務局から答申案配付)

【松岡会長】

それでは、答申案がお手元に渡ったと思いますので、事務局は、答申案を朗読してください。

(事務局答申案朗読)

【松岡会長】

ただ今の答申案について、何かご発言はありますか。

【野口委員】

専門部会の中で、公益見解について採決をし、公労賛成、使反対ということでした。先ほど、審議会に報告されました報告書につきましては、最終的には採決されていなかったと思っています。この付帯決議については、公労使全会一致で確認したとされていて、答申文で一括した場合に、使側が賛成されるかわかりませんが、付帯決議を公労使全会一致で確認したというところが議事録が何かに残るかどうか、その点について少しお伺いしたいと思います。

【松岡会長】

議事録としては全会一致ということは入りますか。

【賃金室長】

議事録については、専門部会で付帯決議については全会一致で採決されたということは残ります。そして、議事要旨にその旨記載してホームページ等に公開することになっております。福岡局が答申文の中に付帯決議を盛り込むという方法をしておりましたので、今回、宮崎労働局としては初めての事例でしたが福岡局にならって作ったところであります。

【松岡会長】

今のような扱いでどうでしょうか。

【野口委員】

使としてよろしければ、本来ならば別に付帯決議というので、答申には反対だけでも、付帯決議については賛成というような扱いの方がいいのではないかと思います。

【河野委員】

採決されるときに、付帯決議の採決と金額の採決を分けて採決していただければいいと思います。

【甲斐委員】

どういう採決になるか気になったところですけども。

【松岡会長】

答申文についてもちょっと分けてということになりますか。

【賃金室長】

専門部会の採決は分けましたが、報告文の中では一括報告にしております。

【奥野委員】

本来は答申を示す前に採決をして、金額と付帯決議に分けて。そしてこの答申が示されれば順番としておかしくなかった。その過程が飛びぬけているから。

【野口委員】

使としては、付帯決議については労も賛成だったというようにされた方がいいのではないのでしょうか。

【松岡会長】

最終的な採決はまだしていないので、修正は可能だと思います。どんなふうに扱いますか。

【賃金室長】

では、先ほどの専門部会の順番に沿って、まず金額についてだけ採決をさせていただいて、そ

の後、付帯決議について採決させていただいて答申ということでいかがでしょうか。

【松岡会長】

そういう扱いでよろしいでしょうか。ご異議がないようであれば、まず金額についてだけ採決していただいて、引き続き付帯決議の部分を採決していただくというふうにしたいと思います。

【松岡会長】

それでは、まず金額の部分について採決させていただきたいと思います。

目安の 28 円プラス、821 円という結論として部会では報告しておりますけれども、それについて、順番としては、「保留」「反対」「賛成」の順にお聞きします。

この金額に対して「保留」の委員は、挙手をお願いします。

(挙手 0 人)

「反対」の委員は、挙手をお願いします。

(挙手 5 人)

「賛成」の委員は、挙手をお願いします。

(挙手 9 人)

では、この金額提示に関しては、賛成 9 名、反対 5 名ということで、過半数賛成で 821 円として答申したいと思います。

次に、付帯決議の部分ですが、部会報告でも同じ案文を、皆さん目を通されたと思いますけれども、この付帯決議案を答申の中に盛り込むことに関して、あらためて採決を行いたいと思います。

同じように採決は、「保留」「反対」「賛成」の順にお聞きします。

では、付帯決議案に「保留」の委員は、挙手をお願いします。

(挙手 0 人)

次に、「反対」の委員は、挙手をお願いします。

(挙手 0 人)

次に、「賛成」の委員は、挙手をお願いします。

(挙手 14 人)

全員賛成ということで付帯決議を答申するということになりました。

答申文としては、分けて作りますか。

【賃金室長】

答申文としては、賛成多数ですので案文のとおりでよろしいでしょうか。

【松岡会長】

答申文について、採決を分けたということが大事な部分があると思うので、その分の作り方というのが気になるのですが。同じように書いてしまったら、また同じ疑問が出てしまうと思います。

【賃金室長】

そうしましたら、付帯決議を別紙にして、付帯決議は全会一致で採択されたということにしましょうか。ちょっと作ってきます。

(事務局にて答申文案を作成)

【松岡会長】

皆さんのお手元に配付が出来たみたいですので、比べていただくとすぐにわかりますけど、先ほどの1枚目の、なお以下が別紙になっておりまして、別紙の中で全会一致という文言を入れていることになっております。

この形で皆さんご異議はありませんでしょうか。

(異議なし)

では、この形で局長に答申したいと思います。

(報道機関を呼び込み)

【松岡会長】

労働局長に答申文をお渡ししたいと思います。

(会長から局長に答申文を手交)

(報道機関退席)

【松岡会長】

それでは、ここで、局長よりご発言があるということなので、お願いします。

【労働局長】

本日はありがとうございました。

松岡会長はじめ、公・労・使の各委員の皆様、また、地賃専門部会 橋口部会長はじめ 部会委員の皆様には、専門部会に引き続いて、本審でのご審議を賜り、誠にありがとうございました。

今年度の最低賃金の改正審議につきましては、中央最低賃金審議会の答申において、最低賃金引上げの目安額が全国一律28円と示され、公益委員見解を十分参酌され、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、地方最低賃金審議会において適切な審議が行われることを希望すると示されたことにより、新型コロナウイルス感染症の影響が、ワクチン接種が進んでもなお不透明な中で、委員の皆様には様々な視点を踏まえた上で、困難な判断をされなければならぬ状況もあったことと推察いたします。

特に、専門部会では、各側当事者として、実態を見極めながら真摯かつ慎重な審議を尽くしていただき、そして、本審におきましては、各側委員のご判断のもと答申をいただきましたことに、深く感謝申し上げます。

宮崎県最低賃金は、今回の答申に基づき改正決定し、法令に基づく手続きを経た後、10月6日に発効の予定となります。

この改正された宮崎県最低賃金の適用に当たりましては、宮崎労働局をあげて広く周知を行なうとともに、最低賃金の履行確保を確実に図ってまいり所存でございます。

また、中央最低賃金審議会答申の中で要望もございましたが、最低賃金引上げの影響を受ける中小企業・小規模事業者に対しましては、生産性向上のための支援にも、積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、各委員におかれましてもご協力をよろしくお願いいたします。

こうした取組を通じて、私どもとしましては、県内労働者の労働条件の確保、県内事業場の健全な事業運営への支援に、さらに努めてまいります。

特に、答申では付帯決議が行われたことを重く受け止め、関係部署と協議の上、厚生労働本省をはじめ、県などの関係機関に対しまして宮崎労働局の意見を伝えていく所存でございます。

本日、宮崎県最低賃金について答申をいただいたばかりではございますが、各委員の皆様には、引き続き、大変お忙しい中、「産業別最低賃金」の審議もお願いしているところでございます。

今後とも最低賃金制度の円滑な運用に向けて、変わらぬご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。御礼の言葉とさせていただきます。

【松岡会長】

次に今後の審議日程等について事務局に説明をお願いいたします。

【賃金室長】

それでは異議審についてご説明します。

本日、答申を受けましたので、審議結果について、今日から公示することにします。

公示日の翌日から起算して15日を経過する日までが異議申し立て期間となりますので、今回の場合、15日を経過する日は8月25日(水)です。

異議申し出が行われた場合は、審議会を開き、当該異議について審議会の意見を出さなければ、都道府県労働局長は最低賃金の決定ができません。

例年、異議の申し出がでておりますので、今年も異議の申し出があるものとして、第4回審議会(異議審)を8月26日(木)午前10時に予定しております。

また、この日の審議会には、8月17、18日に開催予定の特定(産業別)最低賃金の検討小委員会の報告を行うこととしております。

以上です。

【松岡会長】

次に、「議題3 宮崎県最低賃金専門部会の廃止について」ですが、ただ今説明のあった異議審の日をもって、本専門部会を廃止することとしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【松岡会長】

本日の会議はこれで終了いたしますが、本日の議事録については公開ということにいたします。
なお、本日の議事録の確認は、野口委員と奥野委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(二名了承)

皆様大変お疲れ様でした。

会 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員
